

みんなの健康を支え合う国民健康保険

国民健康保険(以下、国保)は、皆さんが病気やけがをしたとき、安心して医療を受けられるように、加入者の皆さんが国保税を納め、医療にかかる費用を皆で支えあう制度です。

●過去4年間の被保険者数は、ほぼ同数

グラフ1は過去5年間の国保加入者数と加入率を表しています。平成20年度からは老人保険者が後期高齢者医療制度に移行したため、国保の加入者は大幅に減少しています。また、65歳以上の退職被保険者が一般被保険者に移行したため、一般被保険者が増加し、退職被保険者が減少しています。その後23年度までの4年間の被保険者数は、ほぼ横ばいの状況です。

退職被保険者…会社などを退職し、現在国保に加入して、厚生年金などを受けられる65歳未満の被保険者とその被扶養者

●医療費は、23年度大幅に増加

グラフ2は過去5年間の医療費と被保険者一人当たりの医療費を表しています。20年度から22年度までは減少していましたが、23年度は大幅に増加しています。今後も、国保加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより増加することが見込まれます。

安定的な国保の運営のため、一人一人が日頃からの健康づくりと医療費を節約する上手な受診を心掛けましょう。

【23年度の医療費】

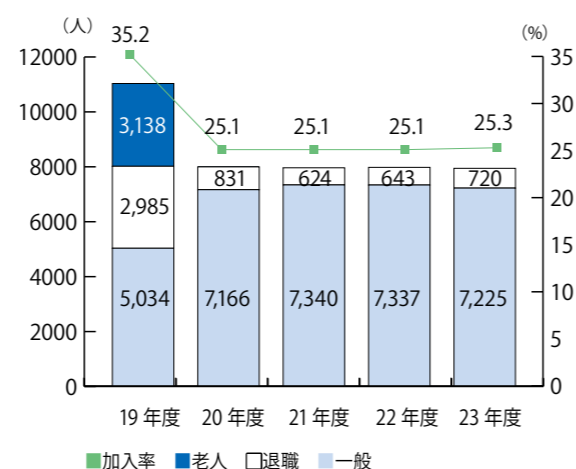
区分	件数	医療費	保険者負担額	1人当たり医療費	
				松前町	前年比
一般	113,374件	25億3,875万円	18億6,403万円	35万1,383円	+6.2%
退職	12,166件	3億536万円	2億1,364万円	42万4,117円	+16.2%
合計	125,540件	28億4,411万円	20億777万円	35万7,975円	+7.3%

医療費を節約するための心掛け

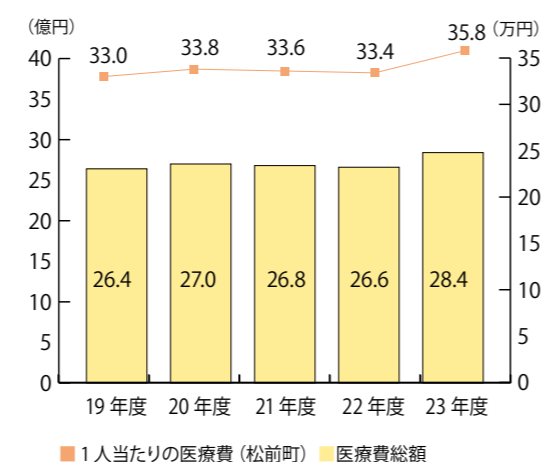
- ①定期的に健康診断を受け、病気の早期発見・治療を心掛けましょう
- ②食事の栄養バランスと摂取量に注意し、適度な運動を習慣づけましょう
- ③医療機関のかけ持ち受診はやめましょう
(お医者さんとの信頼関係を築きましょう)
- ④ジェネリック医薬品への切り替えを検討しましょう
- ⑤時間外や休日受診はなるべく避けましょう
- ⑥薬を必要以上に要求するのはやめましょう

● 保険課医療保険係 ☎ 985-4107

【グラフ1 保険者数の推移】



【グラフ2 医療費の推移】



平成24年度国保税の税率

本年度の国保は、医療費や後期高齢者医療制度への拠出金の増加、国保税の課税所得の低下などにより、大幅な財源不足となっています。そのため、本来なら国保税率の引上げが必要となりますが、国民健康保険財政調整基金から繰入を行うことにより、税率の引上げを行わないことになりました。

なお、今回の繰入により、基金残額がほとんどなくなることから、今後、財源不足が生じた場合は、税率の改定が必要となります。

平成24年度採用試験

松前町職員(一般事務(自己推薦採用))

松前消防署職員(消防士)採用試験を行います

試験区分	一般事務(自己推薦採用)	消防士
採用予定数	3人程度	1人
受験資格	■昭和54年4月2日以降に生まれた人 「自己推薦採用」 ※学歴に関係なく「広く優秀な人材」「多様な人材」を採用するため、新しい試験区分を設けました。新卒者はもちろん、社会人としての豊富な実務経験や社会福祉、介護保険、土木、建築、保健師、管理栄養士の資格などを生かし、松前町の発展のために活躍できる、意欲あふれる人材を求めます。	■昭和59年4月2日～平成7年4月1日に生まれた人 ■次の身体要件を備えている人 ・身長 ㊟おおむね160cm以上、㊠おおむね155cm以上 ・体重 ㊟おおむね50kg以上、㊠おおむね45kg以上 ・視力 両眼とも0.7以上(矯正含む)で色覚が正常である ・聴力 正常であること ・その他 伝染性疾患がない。心身ともに健康で、消防活動に十分な体力があり、高所恐怖症でないこと ■高等学校卒業程度の学力を有する人 ■普通自動車免許取得者(AT車限定を除く)または採用までに取得見込みの人。生年月日の関係で取得できない場合は、25年度中に取得できる人 ■採用後、伊予郡・伊予市内に居住できる人
1次試験	教養試験(高校卒業程度)、事務適性検査、一般性格診断検査	教養試験(高等学校卒業程度)、消防適性検査、体力検査
2次試験	口述試験、作文試験	口述試験、作文試験、身体検査
試験別必要書類	自己アピールシート ※様式は定めないのでA4版2ページまでにまとめ(パソコンで作成可)申込書と併せて提出してください。1次試験合格者の判定や2次試験の面接で参考にします。	—

※試験の詳細は、採用試験実施要領で確認してください。

●共通受験資格

- ①日本の国籍を有する人
- ②地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれにも該当しない人

●試験方法

第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は第1次試験の合格者に対して行います。

●第1次試験

日時 9月16日(日) 10時～

場所 松前町庁舎または松前総合文化センター、松前消防署

●申込書の入手方法

- ①町ホームページからダウンロード

A4両面印刷をしてください。

- ②郵送請求

封筒の表に受験したい試験区分を「一般事務(自己推薦採用)請求」「消防士請求」と朱書きし、返信用封筒(長形3号サイズ。あなたのあて先を明記し、90円切手を貼ったもの)を同封して総務課へ送ってください。

- ③窓口請求

役場総務課で交付します。

●申し込み方法

原則、郵送をお願いします。必要書類を入れた封筒の表に「受験」と朱書きし、簡易書留で総務課へ送ってください。※ホームページからは申し込みできません。《必要書類》①必要事項を記入した申込書(一般事務(自己推薦採用)受験者は自己アピールシートも)

- ②写真(3か月以内に撮影したパスポート申請用と同規格(縦45ミリ、横35ミリ)のもの)2枚

※1枚は申込書に貼り、もう1枚は申込書に添えて郵送

- ③返信用封筒(長形3号サイズ。あなたのあて先を明記し、80円切手を貼ったもの)

申し込み受け付け後、受験票を交付します。8月24日(金)までに受験票が届かない場合は、総務課へご連絡ください。

●受付期間

8月3日(金)～16日(木) (8月16日必着)

【応募先・問い合わせ】

〒791-3192 松前町大字筒井631番地

松前町役場総務課職員係 ☎ 985-4113

(消防士の勤務内容などは松前消防署 ☎ 984-3404へ)

10月1日から 後納制度(国民年金保険料の納期限の延長)開始

国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると、保険料を納めることができなくなりましたが、10月からは過去10年分まで遡って納められるようになります。

ただし、納付期限は平成27年9月30日までの3年間だけです。

▼**後納制度の対象保険料**
過去10年間以内に納め忘れた(平成14年10月以降に納められなかった)保険料
※すでに高齢基礎年金の受給権を持っている人は対象外です。

▼**申し込み**
後納制度の利用には年金事務所での申し込みが必要です。審査の結果

果、利用できない場合があります。

●国民年金保険料専用ダイヤル(8月開設予定)
☎0570-011-050
050または070から始まる電話でかける場合は
☎03-6731-2015

【受付時間】
●月～金曜日：8時30分～17時15分(月曜日が休日の場合、火曜日は19時まで)
●第2土曜日：9時30分～16時
松山西年金事務所国民年金課
☎925-5175
町民課住民係
☎985-4106

新しい保険証は届きましたか？

国民健康保険と後期高齢者医療の保険証の有効期限は7月31日です。新しい保険証を郵送しました。まだ届いていない人は、期限切れの保険証と印鑑を持って、できるだけ世帯主本人が窓口にお越しください(家族以外にはお渡しできないことがあります)。

⑨有効期限が異なる人もいます。
▼70歳になる人→誕生月の月末
▼75歳になる人→誕生日の前日
▼65歳になる退職被保険者とその被扶養者→退職被保険者の誕生月の月末

●保険課医療保険係
☎985-4107

町有地を売却します

下記の町有地を一般競争入札で売却します。

▼**入札日** 9月26日(水)
▼**入札参加方法**
入札参加申込書を持参か郵送(書留)で提出してください。
▼**申込書配布・提出期間**
8月1日(水)～9月6日(木)9時～17時(土・日曜日を除く)
※郵送の場合は、9月6日(木)17時必着

▼**配布・提出場所**
財政課入札検査係
☎985-4157

①所在地 ②地目 ③地積 ④予定価格 ⑤用途地域 ⑥備考

物件1
①松前町大字浜字今新開781番15、16
②宅地 ③99.27㎡
④5,100,000円
⑤第1種住居地域
⑥日今新開町営住宅跡地

物件2
①松前町大字浜字東恵美洲322番1、323番2
②宅地 ③194.89㎡ ④11,771,000円
⑤商業地域 ⑥旧松前交番跡地

伊予市と松前町が共有する土地と伊予市松前町共立衛生組合が所有する、下記の町有地も一般競争入札で売却します。

申し込み方法など詳しくは伊予市ホームページをご覧ください。

▼**入札日** 9月25日(火)
▼**受付期間**
8月1日(水)～9月3日(月)の執務時間中
●伊予市総務部財務課
☎982-1111

①伊予市・松前町共有土地
①伊予市下吾川字北西原2045番18
②宅地 ③1032.49㎡
⑤工業地域

②伊予市松前町共立衛生組合所有土地
①伊予市下吾川字北西原2045番23 ②雑種地
③1411.00㎡ ⑤工業地域

松前の防災力

防災に関するイベント情報をお届け！
町民総参加で松前の防災力を高めよう。

vol. 04

「東北の“大津波”空から見た被災地」写真展

東日本大震災の被災地の写真を展示し、大津波を振り返り、東海、東南海、南海地震への意識を高め、減災につなげる取り組みを考えます。

日時 8月2日(木)～5日(日)9時～17時(5日は16時まで)
会場 松前総合文化センター2階 ふれあい展示室
内容 ・被災前後の航空写真パネル展示
・3Dドキュメンタリー上映

【関連イベント】講演会 8月5日(日)11時～12時 ふるさと学習室「東北の大津波を語り継ぐ」
語り部 石巻市役所雄勝総合支所次長 千葉 茂さん

入場料 写真展・講演会ともに無料

松前町総合防災訓練

いざという時、迅速に冷静な対応をするためには、訓練を行い、実際に体験しておくことが大切です。

●**防災訓練**
日時 9月2日(日) 8時30分～10時
会場 松前公園多目的広場ほか
内容 救出救助訓練、初期消火、応急救護訓練など

●**防災フェア2012**
日時 9月2日(日) 10時～15時
会場 エミフルMASAKI
内容 防災に関する展示・体験コーナー
特命戦隊ゴースターズショー(11時～、14時～観覧無料)など

●総務課危機管理係 ☎985-4103

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新

認定証の有効期限は7月31日です。

▼**国民健康保険の人**
8月1日以降も必要な人は、保険証と印鑑を持って保険課医療係にお越しください。

▼**後期高齢者医療制度の人**
保険証と一緒に送付しました。

●**保険課医療保険係**
☎985-4107

※23年8月1日以降で、入院日数が90日を超える人は領収書などが必要な場合があります。町民税の課税世帯の一部と、国保税や後期高齢者医療保険料の納め忘れがある人は発行できません。

知っていますか？ 児童扶養手当・特別児童扶養手当

■**児童扶養手当とは？** ☆24年8月から支給要件が一部変わりました。
次の条件にあてはまる児童(18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にあるもの、障がいのある場合は20歳未満)を監護している父または母(父の場合は、生計を同じくしていることが必要)または父母に代わってその児童を養育している養育者に支給する手当です。

①父母が離婚した ②父または母が死亡した ③父または母に重度の障がいがある
④父または母の生死が明らかでない ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている
⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた(新規)
⑦父または母が引き続き1年以上拘禁されている
⑧母が婚姻によらないで懐胎した ⑨父母ともに不明である

手当を受給するには ▶▶役場への申請が必要です。認定されると、申請月の翌月分から(⑥に該当する人で8月1日に支給対象になった人が8月中に申請した場合は8月分から)受給できます。他にも受給要件や所得制限などがあります。早めにお問い合わせください。 ●福祉課児童福祉係 ☎985-4114

■**特別児童扶養手当とは？**
20歳未満の心身に障がいのある児童を監護している父母または養育者に支給します。障がいを事由とする年金を受給していないこと、対象児童が施設などに入所していないことなどの条件や所得制限があります。 ●福祉課障がい福祉係 ☎985-4155

まさき文化祭作品募集

10月27日(土)・28日(日)、松前総合文化センターを主会場に開催する「第37回まさき文化祭」の作品展を募集します。個人やグループでぜひ出展してください。

▼募集品目・規格

日本画(軸表装か額装20号以内)
洋画(額装20号以内)
写真(4切以内、ワイド4切可)
書道(軸表装か額装半折以内)
短歌(色紙かけ)
俳句・川柳(短冊に限る)
絵手紙、人形、手芸、陶芸、その他
※作品は1人1点とします。



▼申込期間

8月1日(水)～8月31日(金)
平日9時～17時

▼申込先

松前総合文化センター
☎985-4139

80歳以上で20本以上歯を持つ皆さん 元氣歯つらつコンクールにご応募ください

県は、80歳で20本以上自分の歯を保つことを目標に、歯の健康づくり運動8020(ハチマル・ニイマル)運動を進めています。この運動の一つとして、「元氣歯つらつコンクール」を開催します。

▼対象者(全て満たす人)

①平成24年4月1日現在、満80歳以上の人

- ②しっかりかめる自分の歯が20本以上ある人
- ③これまで同コンクールの受賞歴(入賞含む)がない人
- ④11月に予定している表彰式に参加できる人

▼締め切り

8月13日(月)

▼申込先

健康課保健センター係
☎985-4118

浄化槽の管理者はあなたです

浄化槽は、台所などから出る汚水をきれいにする施設です。機能が發揮されないと、汚れた水が流れたり、悪臭が発生したり環境に悪影響を与えます。浄化槽管理者(設置者)は、浄化槽法で「保守点検」「清掃」「法定検査」を行うことが義務付けられています。

①保守点検

保守点検業者が定期的に、浄化槽の運転状況の確認や機械の修理、消毒剤の補充などを行います。

②清掃

浄化槽清掃業者が通常一年に1回、浄化槽にたまった汚泥などを引き出し、装置を洗浄します。

③法定検査

(社)愛媛県浄化槽協会が、点検や清掃が行われているか、浄化槽が正常に機能しているかなどを検査します。浄化槽を設置したときに行う7条検査と、設置後、毎年行う11条検査があります。

☎(社)愛媛県浄化槽協会

☎925-2661

◎浄化槽設置整備事業補助金

下水道事業認可区域以外の地域に住宅用の浄化槽を設置する場合、費用の一部を補助します。詳しくはお問い合わせください。
☎上下水道課下水道業務係
☎985-4126

病害虫や雑草の被害が増える時期 水稻一斉防除にご協力を

【水稻生産者の皆さんへ】

農薬散布時は、民家などに飛び散らないよう種類、使用量や風向きなどを確認しましょう。

▼一斉防除日

▼極早生品種(あきたこまち、コシヒカリなど)：8月5日(日)
▼中生品種(ヒノヒカリ、モチなど)：8月25日(土)

▼無人ヘリコプターによる防除

下記の日程で行います。
※農薬安全基準を守り、安心・安全を第一に実施します。

【対象地区に住んでいる皆さんへ】

●立札の立っている圃場周辺には駐車しないでください。

8	3	金	大間
	4	土	大間(中川原)
	6	月	中川原、徳丸
	7	火	徳丸、出作、神崎
	9	木	南黒田、恵久美、鶴吉
	11	土	東古泉
	13	月	永田
	14	火	大溝
	15	水	横田
	21	火	北黒田
	22	水	南黒田

●散布地区付近の人は洗濯物、ベットのなどは散布が終了するまで出さないでください。散布時は念のため窓を閉めておいてください。

☎J A松山市営農販売部

産業課農業係
☎946-1611
☎985-4119

松前総合文化センター 松前公園の

指定管理者を募集します

指定管理者制度とは?

文化センターや体育館など、公の施設の管理運営に民間の能力を活用して、サービスの向上と経費節減を図る制度です。町は、次の施設の指定管理者を公募します。

●募集施設

①松前総合文化センター



②松前公園



●指定予定期間

平成25年4月1日～28年3月31日

●応募資格

団体であること
(法人の有無は問いません)

●募集要項の入手方法

8月20日から各担当課で配布します(平日の8時30分～17時15分)。町ホームページからダウンロードすることもできます。
※施設内容などの説明会については、募集要項をご覧ください。

●募集期間

9月10日(月)～10月10日(水)

☎松前総合文化センターについて
社会教育課文化センター係
☎985-4139

松前公園について
まちづくり課管理係
☎985-4156